

いじめ防止基本方針

北海道帯広盲学校

北海道帯広盲学校は、いじめ防止対策促進法に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下に定めます。

1 【いじめ防止基本方針】

(1) いじめの定義

「いじめ」とは「本校児童生徒に対して、当該児童生徒以外の本校児童生徒等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となっている児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義します。

(2) いじめ防止等のための対策の基本理念

本校は、全ての教職員・保護者・児童生徒が「いじめは、どの子どもも、被害者にも加害者にもなり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定めます。

ア 本校に学ぶ子どもたちが、安心・安全な環境の中で健やかに成長できるよう、いじめとは無縁の学校づくりを推進します。

イ 学校と寄宿舎が連携・協力し、家庭や地域と一体となって、子どもたちの、自他の生命や自然環境を大切に思いやりのある豊かな心や、健康な生活を営む力を育てることを目指します。

2 【いじめ防止等のための組織】

本校はいじめ防止等の対策のための組織として、次の委員会を組織します。

(1) 校内委員会

委員長 校長

委員 教頭、事務長、小学部主事、中学部主事、生徒指導部長、教務部長、研究部長、保健体育部長、地域支援部長、寮務主任、舎務部長
必要に応じ関係職員、関係機関の専門家を参集する場合がある。

(2) 校内委員会の役割

定例及び臨時の委員会の実施、いじめ防止の推進と推進状況の把握、児童生徒の状況の把握、緊急時の迅速な情報入手と方針の決定、実態把握(アンケート等)及び教職員研修の実施に関すること等。

担任や担当者が抱え込むことがないよう組織として連携する。

3 【いじめ防止等に関する措置】

(1) いじめの未然防止

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。児童生徒に対しては教育活動全体を通して、一人一人に応じた分かる授業を展開し、

学習規律、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

ア 授業の充実

- (ア) 一人一人に応じた授業づくり
- (イ) 学習規律の確立

イ 特別活動・道徳教育の充実

- (ア) ホームルーム活動・児童生徒会活動における、望ましい人間関係を形成する力の育成
- (イ) 係活動の充実
- (ウ) 「道徳」において、規範意識や倫理感、命を大切にすることの心や思いやりの心の育成

ウ 人権教育の充実

- (ア) 個々の障がいや特性、異なる言語・文化への理解
- (イ) 家族や家庭環境の理解

エ 教育相談の充実

- (ア) 担任による教育相談
- (イ) その他関係者による教育相談

オ 情報教育の充実

- (ア) 「情報」におけるモラル教育の充実

カ 保護者、地域との連携

- (ア) 基本方針の保護者への配付及びHPへの掲載
- (イ) 保護者懇談会等での説明
- (ウ) 学校公開の実施
- (エ) 学校評議員会での説明
- (オ) 関係機関との連絡体制の構築

(2) いじめの早期発見

ア 情報収集

- (ア) 教職員の観察からの気づき
- (イ) 養護教諭からの情報
- (ウ) 児童生徒からの相談・訴え
- (エ) アンケートの実施

イ 情報の共有

- (ア) 情報の整理・分析
- (イ) 教職員への情報提供(報告経路の明示、報告の徹底、職員会議での情報共有)

(3) いじめへの対応

ア 児童生徒への対応

- (ア) いじめられている児童生徒への対応
いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くと

ともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアをする。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

(イ) いじめている児童生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている児童生徒の苦痛に気付けるようにする。
- ・今後の生き方を考えられるようにする。

イ 関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えられるようにする。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

ウ 保護者への対応

(ア) いじめられている児童生徒の保護者に対して

相談を受けたケースに対しては、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・傾聴を心掛ける。
- ・保護者の心情を受け止め、最大限の理解を表すよう努める。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(イ) いじめている児童生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- ・児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- ・保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(ウ) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- ・対応者を十分に検討して対応に当たる。

- ・教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

エ 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(7) 教育局との連携

- ・関係児童生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
- ・関係機関との調整

(4) 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害がある場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

(9) 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での児童生徒の生活・環境の状況把握

(5) 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)
- ・精神症状についての治療・指導・助言

オ ネットいじめへの対応

(7) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

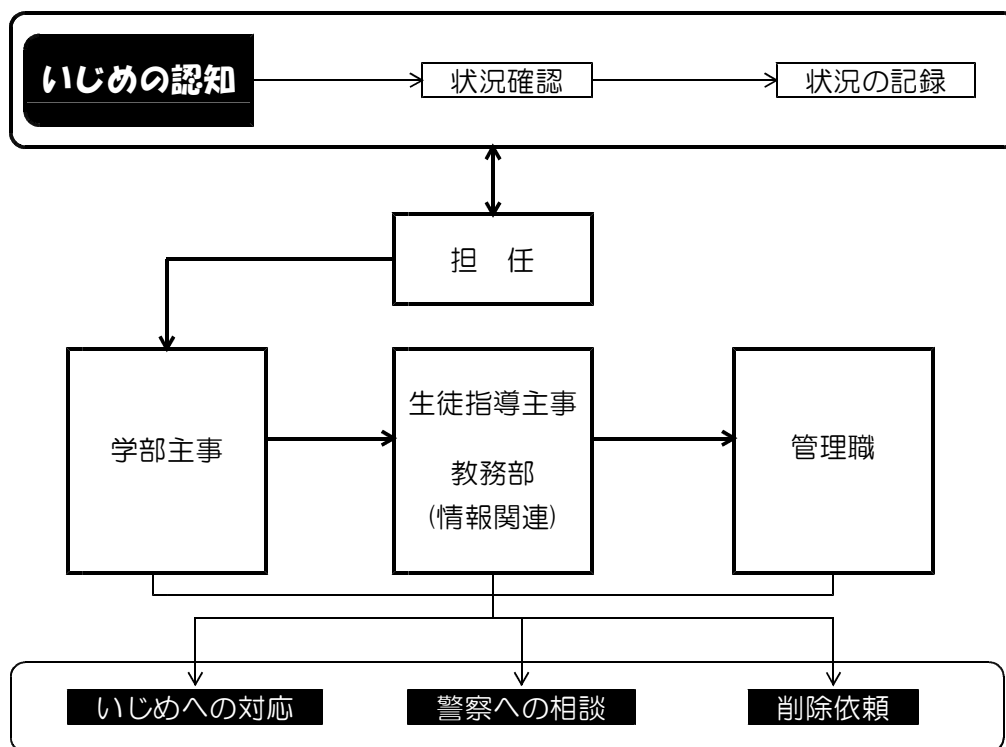
(4) ネットいじめの予防

- ・保護者への啓発
フィルタリング
保護者の見守り
- ・情報教育の充実
「総合的な学習における時間」による情報モラル教育の充実
ホームルームにおける情報モラル教育の充実
- ・教職員の研修
ネット社会についての講話(防犯)の実施

(9) ネットいじめへの対処

- ・ネットいじめの把握
保護者からの訴え
閲覧者からの情報
ネットパトロール

- ・ 不当な書き込みへの対処



(4) 重大事態への対応

いじめの重大事態については、「北海道いじめ防止基本方針」や国の「いじめの重大事態に関するガイドライン」により速やかに対応する。

ア 重大事態とは

(ア) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 高額の商品を奪い取られた場合

(イ) 児童生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・ 一定期間、連続した欠席がある場合

イ 重大事態の時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、十勝教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

附則 この方針は平成26年 3月 7日交付とする。
 この方針は平成26年 4月 1日施行とする。
 この方針は平成30年 5月 1日一部改定する。